ダンプゼッケンに関するよくあるお問い合わせ (R 6. 4時点)

大阪運輸支局 輸送部門

Q1. 手続きに必要な書類を教えて欲しい。

A 1. 以下のとおりです。

(1) 新たに車両を使用しようとする場合

①土砂等大型自動車使用届出書(甲)

※「初回の届出時」もしくは「新たな種類のゼッケンを指定するとき」に必要。

- ②土砂等大型自動車使用届出書(乙)※2部必要。
- ③自動車(予備)検査証※コピーでも可。
- ④自重計技術基準適合証 ※原本が必要。コピーは不可。
- ⑤車両を使用する者が経営する事業の挙証書類(下記別表を参照)

(別表)

経営する事業の種類	表示	举証書類
貨物自動車運送事業	锏	事業用自動車連絡書
建設業	建	建設業法による許可書の写し
砂利採取業	砂	砂利採取法による登録の写し
採石業	石	採石法による登録の写し
砕石業	砕	大気汚染防止法による粉じん発生施設の設置等の届出書の写し、砕石のための 設備に係る登記簿謄本
砂利販売業	販	砂利の山元又は買主との売買契約書又は仮契約書の写し、商工会議所・市町村 等による事業内容証明書又は納税証明書
その他	他	廃棄物処理業については、廃棄物処理法による許可書の写し、生コンクリート 製造業については、当該設備に係る登記簿謄本等、レンタカー事業に ついては 大阪府内におけるレンタカー事業者であることの証明書

(2) ゼッケン番号が付与されている車両を使用しようとする場合

上記(1)①から⑤の書面に加えて、下記書類が必要です。

・前使用者についての土砂等運搬大型自動車使用廃止届出 ※既に前使用者が届出を行った場合は不要。

(3) 車両の使用をやめる場合 (廃車・商品車・土砂禁ダンプにする場合)

・土砂等運搬大型自動車使用廃止届出 ※他府県での手続きも可能。

- Q 2. 建設現場で発生する土砂を運搬するため、「建」のゼッケンを付けたいのだが、建設業の許可を持っていない。どうしたらよいのか。
- A 2. 元請けの建設業者と建設業請負契約を結ばれているかと思いますので、上記 A 1 (1) の $(1)^{-4}$ に加え、以下の書類をご提出してください。
 - ・元請けの建設業者の建設業許可書の写し (請負金額500万円未満の場合)
 - ・元請けの建設業者との間で締結した建設業請負契約書の写し
- Q3. ゼッケン番号が付与されているか、どこで確認すればよいのか。
- A 3 . ゼッケン番号が付与されている場合、電子化されていない車検証であれば、車検証の備考欄にある「その他検査事項」に記載されています。電子化された車検証であれば、車検証自体に記載は無く、車検証 記録事項の備考欄にある「その他検査事項」に記載されています。

記載例大阪建1234、建5678

- Q4. 車両の名義が変わるが、ダンプゼッケンの届出が必要なのか。
- A 4 . 車検証上の使用者が変わる場合には、届出が必要です。届出に必要な書類は、上記 A 1 を参照してください。
- Q5.車両の名義が変わるが、ゼッケン番号をそのままにすることはできるのか。
- A 5 . 経営する事業の種類に変更がなく、なおかつナンバープレートの地名にも変更がなければ、ゼッケン番号を変更せずそのまま使用することが可能です(以下の例を参照)。ただし、ダンプゼッケンの届出自体は必要です。(ゼッケン番号を変更しない場合は、届出時にその旨を職員にお伝えください。)

例:今まで「大阪 建 0000」のゼッケン番号が付与されていた車両の場合

- ・新たな使用者が大阪ナンバーで、建設業の用途で使用する場合
 - →大阪ナンバーのまま、なおかつ「建」の種類のままであるため、ゼッケン番号を<mark>変えなくてもよい。</mark>
- ・新たな使用者が<mark>なにわ</mark>ナンバーで、建設業の用途で使用する場合
 - →ゼッケンの種類が「建」のままだが、飛騨ナンバーになるため、ゼッケン番号は<mark>必ず変更になる。</mark>
- ・新たな使用者が大阪ナンバーで、<mark>事業用自動車</mark>(緑ナンバー)として使用する場合
 - →ゼッケンの種類が「営」になるため、ゼッケン番号は<mark>必ず変更になる。</mark>

Q6. 届出書の提出先を教えて欲しい。

- A 6. 大阪ナンバーとして登録される場合 → 大阪運輸支局輸送担当 なにわナンバーとして登録される場合 → なにわ自動車検査登録事務所 和泉ナンバーとして登録される場合 → 和泉自動車検査登録事務所
- Q7. ダンプゼッケンの手続きは、どのタイミングで行えばよいのか。
- A 7. 車両の登録手続きの前に行う必要があります。車検証上の名義を変更する場合には、名義変更前にダン プゼッケンの届出を行ってください。
- Q8. ダンプであれば全ての車両が対象なのか。
- A 8 . 土砂等を運搬する大型自動車のうち、車両総重量が 8,000kg 以上のものであって、最大積載量が 5,000kg 以上の車両が届出対象となります。
- Q9. 付与されたゼッケン番号を車体に表示しなければならないと聞いたが、表示方法に決まりはあるのか。 A9. 以下のとおりです。

表示番号(ダンプゼッケン)の表示方法

- ・ペンキ等による横左書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地は白色とする。
- ・数字は5けた以下のアラビア数字とし、文字の高さ200mm、文字と数字の幅150mm、記号の幅200mm、文字と記号の太さ15mm、数字の太さは30mmとする。 荷台の両側面及び後面に表示すること。

(例)

